

2005年度「法思想史」小テスト

11月30日実施 / 出題: 足立英彦

解答・解説(30点満点)

1. プロタゴラスの思想について次の問いに答えよ。(6点)

- (a) 次の文章の空白を埋めよ。「プラトンの伝えるところによれば、プロタゴラスは次のように主張したとされる。『あらゆるものの尺度であるのは(x)だ。』諸々の価値を決める基準は対象そのものの側ではなく、(x)の側にあるというこの主張は、後の時代に繰り返し主張される(y)主義の原型といえる。」(2点)

解答 x: 人間、y: 相対または価値相対

- (b) 上記の問(a)と別紙プラトン『プロタゴラス』(322-323)を参考にして、民主主義が成立するための条件について述べよ。(4点)

解答 プロタゴラスによれば、物事の価値判断の基準は個々人によって異なり、それ以外の普遍的・客観的な基準は存在しない。ポリス(国家)の法は、それが普遍的・客観的な基準を満たしているから正当化されるのではなく、市民の多数決によって決定されているから正当化されるのである。このようなプロタゴラスの主張は、価値相対主義にもとづいて民主主義を正当化する最初期の試みと考えられる。ところで、価値相対主義に基づく民主主義の正当化は、プロタゴラスがそうであったように、民主主義が実際に機能するための条件を想定することが通例である。すなわち、プロタゴラスの場合は、すべての人間にはアイドース(つつしみ、倫理的節度)とディケー(いましめ、正義感情)がゼウスによって与えられており、このため人間は共同体を形成し、また、一義的に具体的な法を決定することはできないにせよ、民会での討論を通じてある程度賢明な判断を下すことはできると考えるのである。このように、民主主義を正当化する主張は、民主主義成立の条件としての理想的な人間像を想定する傾向がある。

解説 価値相対主義と民主主義の関係についての説明に2点、すべての人間に「つつしみ」や「いましめ」の感情が与えられていることについての説明に2点配点した。さらに、「つつしみ」「いましめ」の感情が教育によって引き出されなければならないことを述べていれば2点与えたが、以上の三項目すべてに触れている答案はなかった。

2. ソクラテスは、友人クリトンによる脱獄の勧めをどのような理由で拒否したか。別紙のプラトン『クリトン』(50-52)を読み、説明せよ。(6点)

解答 国家が定める婚姻に関する法律があるから自分(ソクラテス)は生まれたのであり、国家は自分にとって生みの親である。また、国家の法律や習慣によって自分は教育されたのであり、国家は自分にとって育ての親である。このように、国家と自分の間は親と子の関係のようなものであり、国家やその法が自分を不当に扱うとしても、自分はそれを甘受しなければならない。さらに、市民は、国家の法律や習慣が気に入らなければ、いつでも国外に退去することができるにもかかわらず、自分は国家に留まった。つまり自分は、国家の命ずることに何でも従うことに同意したのであるから、たまたま自分に不利な命令が下されたからといって、これを拒否することは許されない。ソクラテスは以上のような理由を挙げて脱獄の勧めを断り、自らに対する死刑判決を甘受したのである。

解説 ソクラテスの誕生と法の関係、ソクラテスが受けた教育と法の関係、国外退去しないことは国法

に対する同意とみなされること、のそれぞれについての記述に各2点配点した。

3. アリストテレス『ニコマコス倫理学』(1109b)にある次の文章の空白を埋めよ。

「行為においては、(x)なものには賞賛や非難が与えられ、(y)なものには赦しが、時には憐れみさえ与えられる。」(6点)

解答 x: 自発的 y: 非自発的(各3点)

4. ホッブズ思想について次の問いに答えよ。(6点)

(a) 自然状態において万人が有する「自己保存」への自由をホッブズは何と呼んだか。(2点)

解答 自然権

(b) ホッブズによれば、人間は相互に、自然状態を脱するために三つの根本的自然法に同意する。第一の自然法は「各人は、平和を獲得するという望みがある限り、平和に向かって努力すべき」というものである。他の二つの自然法の内容を説明せよ。(各1点)

解答 第二の自然法「人は、他の人々もまたそうする場合には、彼が平和と自己防衛のために必要であると考える限り、すべてのものに対する自然権をすすんで放棄すべきである。」第三の自然法「人々は、彼らが結んだ社会契約を履行すべきである。」

(c) 人々の合意によって成立し、絶対的な権力を持つ主権者によって担われる国家をホッブズは何と呼んだか。(2点)

解答 リヴァイアサン

5. カントの思想について、次の問いに答えよ。(6点)

(a) 「仮言命法」と「定言命法」の違いを説明した上で、「仮言命法」が道徳法則とはなりえない理由を、「普遍的妥当性」「自由」という用語を用いて説明しなさい。(4点)

解答 仮言命法とは条件付の命法であり、定言命法とは無条件の命法である。「もし~ならば」という条件句のついた命法である仮言命法が道徳法則とはなりえないのは、第一に、仮言命法は条件句の内容に当てはまる人にだけ適用される命令であるので、普遍的妥当性を持ちえないからであり、第二に、仮言命法の前件が行為の動機となっているので、その命法に従う行為は自由な行為ではなく、したがって、そのような行為を指示する命法を道徳性の原理とみなすことはできないからである。

解説 仮言命法と定言命法の違いについての説明に2点、仮言命法が道徳法則とはなりえない理由の説明に2点配点した。

(b) 「完全義務」と「不完全義務」の違いを説明しなさい。(2点)

解答 完全義務とは、それを満たして当然で(ゼロ評価)、満たさなければ責められる(マイナス評価)ような義務のことであり、不完全義務とは、それを満たせば功績となり(プラス評価)、満たさなくても責められない(ゼロ評価)ような義務のことである。

参考情報

履修登録数	受験者数	平均点
49	44	18.98

* 最高得点は28点(3名)